

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○令和7年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	1
○保安林の指定予定の通知（5件）（治山林道課）	1
○公共測量の終了の通知（3件）（用地対策課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	2
高知県公安委員会告示	
○告示（指定講習機関の指定及び告示の廃止）の一部改正	3

## 告 示

### 高知県告示第615号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する令和7年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	令和7年12月17日 午後1時30分から午後2時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって令和7年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。

2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
- 種付台帳又は家畜人工授精簿
- 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、そ

## の種畜証明書

### 高知県告示第616号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市井ノ口字森乙3776の1、乙3777の5
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字森乙3776の1・乙3777の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第617号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐市家俊字音丸2283の2、2283のイ、2284、2285、2287の2、2287のイ、2288、2289の1、2289の2、2290、宇原2291のイ
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字音丸2283のイ・2287の2・2290・宇原2291のイ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

- イ。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第618号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐清水市浦尻字ツル井山421のハ、字穴ヶ谷山422の3、422の4、422の10、422の11、422の23、422の24、422の29
  - 指定の目的  
水源の涵養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第619号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山711の1、712、713、714の1、714の7
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇蕨ヶ谷山711の1・712・714の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第620号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
幡多郡三原村下切字長田平山869の7（次の図に示す部分に限る。）、869の19
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第621号**

高知県土木部安芸土木事務所長から令和7年2月高知県告示第82号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年9月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。  
令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第622号**

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和7年3月高知県告示第157号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年9月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第623号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和7年3月高知県告示第230号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年9月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第624号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高岡郡佐川町字横縄手	甲154番1	6.01	80.84	
	甲154番11	6.55	13.31	
	甲154番12			

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年10月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
土佐都市計画汚物処理場
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び土佐市役所

-----  
公安委員会告示  
-----

## 高知県公安委員会告示第25号

平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和7年10月21日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

表中

株式会社ケーディ エス 高知市一宮中町三 丁目1番2号 山口 直剛	高知県自動車学校	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習	平成29年5月10日 平成2年9月1日
	高知市一宮中町三丁目1番2号	大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習	平成9年3月1日 平成8年3月1日
	1番2号	原付免許に係る初心運転者講習	平成2年9月1日
		若年運転者講習	令和5年3月31日

を

株式会社ケーディ エス 高知市一宮中町三 丁目1番2号 山口 直剛	高知県自動車学校	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習	平成29年5月10日 平成2年9月1日
	高知市一宮中町三丁目1番2号	大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習	平成9年3月1日 平成8年3月1日
	1番2号	原付免許に係る初心運転者講習	平成2年9月1日
		取消処分者講習 若年運転者講習	令和7年10月21日 令和5年3月31日

に、

株式会社高知ニュー ードライバー学院 吾川郡いの町枝川 282番地 矢野 義尚	高知ニューードライバー学院	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習	平成29年3月29日 平成2年9月1日
	吾川郡いの町枝川282番地	大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習	平成11年6月10日 平成2年9月1日
		原付免許に係る初心運転者講習	”

を

株式会社高知ニュー ードライバー学院 吾川郡いの町枝川 282番地 矢野 義尚	高知ニューードライバー学院	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習	平成29年3月29日 平成2年9月1日
	吾川郡いの町枝川282番地	大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習	平成11年6月10日 平成2年9月1日
		原付免許に係る初心運転者講習	”
		取消処分者講習	令和7年10月21日

に改める。